新 潟 市 報 道 資 料

令和８年１０月３０日

報　道　各　位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第２条第１項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

１　指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
有限会社 松野尾産業 （ﾕｳｹﾞﾝｶﾞｲｼｬ　ﾏﾂﾉｵｻﾝｷﾞｮｳ ） 主たる営業所　新潟市西蒲区松野尾２８７４番地	令和８年１０月３０日 ～ 令和８年１１月１２日 （２週間）

２　指名停止理由

新潟市西蒲区内の鳥之子神社石柵基礎工事において、令和６年１０月８日、雇用されていた外国人技能実習生がスコップを使用して、石柵を構成する親柱の下方にある土砂を掘削し、当該土砂を移動させる作業を行っていたところ、親柱が同人の方に倒れ、下敷きになった同人が死亡する災害が発生した。これにより、法人及び同社代表取締役が、労働安全衛生法違反により罰金刑に処された。

このことが、指名停止等措置要領別表第１第８号（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）に該当するため指名停止を行った。

３　問い合わせ先

新潟市財務部契約課　担当　鈴木　（直通０２５－２２６－２２１１）